

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十二号

広島県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例

広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（奨学金の申請及び推薦） 第五条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 留学奨学金に係る前項の申請書を留学から帰国した後に提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から起算して一月以内に知事に提出しなければならない。</p> <p>3 修学奨学金に係る申請者が在学する学校の長は、当該申請者が第三条第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を知事に送付するものとする。</p> <p>4 入学準備金に係る申請者が在学する学校の長は、当該申請者が第三条第一項第四号及び第五号に掲げる要件に適合し、かつ、高等学校等に入学しようとしているものであると認めるときは、規則で定める推薦調書を知事に送付するものとする。</p> <p>5 留学奨学金に係る申請者が在学する学校の長は、当該申請者が第三条第一項第一号に掲げる要件に適合し、かつ、外国の教育施設において、教育を受けるため、二週間以上の期間、留学を行おうとしているもの又は行ったものであると認めるときは、規則で定める推薦調書を知事に送付するものとする。</p>	<p>（奨学金の申請及び推薦） 第五条 奨学金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定める申請書を当該申請者が在学する学校の長を経由して知事に提出しなければならない。</p> <p>2 留学奨学金に係る前項の申請書を留学から帰国した後に提出する場合は、留学から帰国した日の翌日から起算して一月以内に学校の長に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の申請書を受領した学校の長は、当該申請者が第三条第一項各号、第二項又は第三項に掲げる要件に適合すると認めるときは、規則で定める推薦調書を当該申請書に添えて知事に送付するものとする。</p>

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。